

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1について審議を行います。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の山下富司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
10番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1について、2月22日に柳戸光重推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字芦荻場字小栗地内にございます。</p> <p>農地の現況ですが、適切に耕うん管理されております。</p> <p>譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるということです。</p> <p>譲受人の所有地については、全て耕作されており、主に茶および柿ならびに大根等の露地野菜を中心に作付けしているということです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では大根、サトイモ、ネギ等を作付けするということです。</p> <p>また、通作については自宅から車で約20分ほどということです。</p> <p>現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、山下富司委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、大字笠縫地内で農業経営を行っており、その農業経営の拡大をたく申請するものでございます。</p> <p>譲受人は、茶および柿ならびに大根等の露地野菜等の露地野菜を中心に作</p>

付けしております。

所有地12,223㎡については、適性に管理されております。

また、通作に関してですが、車で約20分程度ですので、容易にできると考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和2年2月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター2台、耕うん機5台、動力噴霧器1台、軽トラック1台、草刈り機1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました柳戸光重推進委員何かございますか。

推8番

山下富司委員の説明のとおりです。譲受人はいるま野農業共同組合にも出荷しており、営農拡大に際しての問題はございません。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-2の案件について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。

9 番

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 3-2 について、2 月 22 日に野口栄一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字阿須字中内手地内にございます。

農地の現況ですが、適切に耕うん管理されております。

譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるということです。

譲受人の所有地については、全て耕作されており、主に水稻および茶ならびに大根等の露地野菜を中心に作付けしているということです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではネギ、ハウレンソウ、キャベツ等の露地野菜を作付けするということです。

また、通作については自宅から徒歩 0 分ということです。

現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3-2 について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。

申請人は、大字阿須地内で農業経営を行っており、その農業経営の拡大をたく申請するものでございます。

譲受人は、水稻および茶ならびに大根等の露地野菜を中心に作付けしております。

所有地 6,791 m²については、適性に管理されております。

また、通作に関してですが、徒歩 0 分程度ですので、容易にできると考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和 2 年 2 月 5 日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する 6 つについてご説明します。

1 目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2 目、機械の所有状況ですが、トラクター 1 台、バックホー 1 台、耕うん機 4 台、草刈り機 3 台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。

3 目、生産法人関係なので、該当ありません。

4 目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3 条 2 項 4 号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の30aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた野口栄一推進委員、何かございますか。

推7番

状況については大久保博司委員の説明のとおりです。
以上です。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について審議を行います。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1について、2月22日に柏崎光一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字唐竹字ヨマキ地内でございます。

農地の現況ですが、適切に保全管理されております。

周囲の状況ですが、東西および北側は宅地に囲まれており、南側も道路に面しているため、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。

申請人は、大字唐竹地内で製造業を営む法人です。

申請人は、従業員用の駐車場敷地が不足しております。事業所に近接した申請地を駐車場敷地として利用したく申請をするものです。

申請年月日は、令和2年2月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関しての行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました柏崎光一推進委員何かございますか。

推5番	山下敏郎委員の説明のとおりです。
議長	それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。
	続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2の案件について審議いたします。
	地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。
7番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-2について、2月22日に都築敏夫推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。
	申請地は大字中居字神楯地内でございます。
	農地の現況ですが、適切に保全管理されております。
	周囲の状況ですが、周囲は譲受人所有の事業敷地のため、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。
	以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。
	説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。
	申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
	現地の状況については、綿貫幸進委員の説明のとおりです。
	申請人は、大字中居地内で自動車販売業を営む法人です。
	申請人は、車両展示場敷地が不足しております。事業所に隣接した申請地を車両展示場として敷地拡張したく申請をするものです。

申請年月日は、令和2年2月5日、同日農業委員会受付となっています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費等に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関しての行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました都築敏夫推進委員何かございますか。

推6番

綿貫幸進委員の説明のとおりです。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

2番

申請地西側に隣接した水路の排水に問題はありませんか。

事務局

暗きよの整備による対応と、道路占有許可をとるとのことで確認をしております、関係各課から特段の指示は出ていませんので、問題はございません。

議長

その他、何かございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理

番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-3の案件について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。

9番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-3について、2月22日に野口栄一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字阿須字中内手地内でございます。

農地の現況ですが、適正に保全管理されております。

周囲の状況ですが、北側及び西側は道路に囲まれており、東側は譲受人が居住する宅地に接しています。そのため、周辺農地の影響は特段ないものと考えます。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、農地転用については、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。

申請人は、大字阿須地内で農業経営を行い、併せて農業機械の販売および修理業も営んでいます。

申請人は、申請地に隣接する宅地に居住しており、申請地を進入路敷地および駐車スペースならびに農機具置場として利用したく申請をするものです。

申請年月日は、令和2年2月5日、同日農業委員会受付となっております。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地からおおむね500メートル以内に2以上

の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存する」と判断でき、第3種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費に対し、自己資金にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関しての行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた野口栄一推進委員、何かございますか。

推7番

状況については大久保博司委員の説明のとおりです。

以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画(案)について審議いたしま

事務局長	す。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。</p> <p>農用地利用集積計画につきましては、市の計画となります。農業委員会で意見決定後、告示後に効力が生じます。</p> <p>1番の方は、令和2年3月から2年間の期間で実施する農業塾の研修ほ場としての利用権の更新となります。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。</p> <p>次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。</p> <p>また、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。</p> <p>以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。</p> <p>なお、本議案中、本人に関する事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、1名の委員には、ここでご退席願います。</p>
2番	<p>【1名の委員 退室】</p>
事務局	<p>質疑に入ります。</p> <p>何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
議長	<p>農業塾の卒塾生は延べ何人くらい出たのでしょうか。</p>
	<p>いるま野農業協同組合管内での延べ卒塾生人数は121名と聞いております。</p>
	<p>その他、何かございますか。</p>

	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>なしとのことですので、本件について承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については承認することといたします。1名の委員に入室していただきます。</p>
	<p>【1名の委員 入室】</p>
議長	<p>続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による届出について、報告第2号農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願いいたします。</p>
	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>なしとのことですので、次にその他事項に移ります。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【付議案件4「その他」に記載）】</p>
議長	<p>以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。</p>
事務局	<p>閉会を関谷英男会長職務代理にお願いいたします。</p>
会長職務代理	<p>以上で、令和2年2月総会を閉会いたします。</p>